



東京都【総量削減義務と排出量取引制度】 に基づく排出量検証について

制度の概要

東京都は原油換算3年連続1,500KL以上のエネルギーを消費する都内の大規模事業所に対して、エネルギー起源CO₂(燃料・熱・電気の使用に伴って排出されるCO₂排出量)その種別に応じて基準年度比6%又は8%(2011～2014年度の平均値)のGHG削減目標量の達成を義務付けました。

これに対応するためには、原則として2002年度～2007年度の中の連続3年間の平均値により決まる基準排出量の検証と、各年度の排出量算定結果の検証を登録検証機関に受け、削減量を決定し都に報告することが必要となりました。

目標削減率

区分		目標削減率 (基準年度比)
I-1	オフィスビル等と地域冷暖房施設	8%
I-2	区分Iに該当するオフィスビル等のうち地域冷暖房等を2割以上利用している事業所	6%
II	区分I-1、I-2以外の事業所 (工場、上下水道、廃棄物処理施設等)	6%

JCQAは

JCQAは2011年11月、東京都及び埼玉県から温室効果ガス排出量の検証機関として登録されました。

JCQAは、環境マネジメントシステムや品質マネジメントシステム認証等で培った環境分野の豊富な経験・実績をもとに信頼性の高い検証サービスをご提供します。

JCQAは「特定ガス・基準量(区分1)」及び「都内外削減量(区分2)」の検証を行いません。

登録	登録区分	検証の内容
1	○ 特定ガス・基準量検証	毎年度の特定温室効果ガス排出量の検証 基準排出量の検証 新規事業所の対策推進基準への適合検証
2	○ 都内外削減量検証	都内中小クレジットの検証 都外クレジットの検証
3	— その他ガス削減量	その他ガス削減量を削減義務の履行に充てる場合の検証
4	— 電気等環境価値保有量	再エネクレジットの検証
5	— 優良事業所基準 (第1区分)	第一区分のトップレベル事業所 準トップレベル事業所の認定基準適合の検証
6	— 優良事業所基準 (第2区分)	第二区分のトップレベル事業所 準トップレベル事業所の認定基準適合の検証

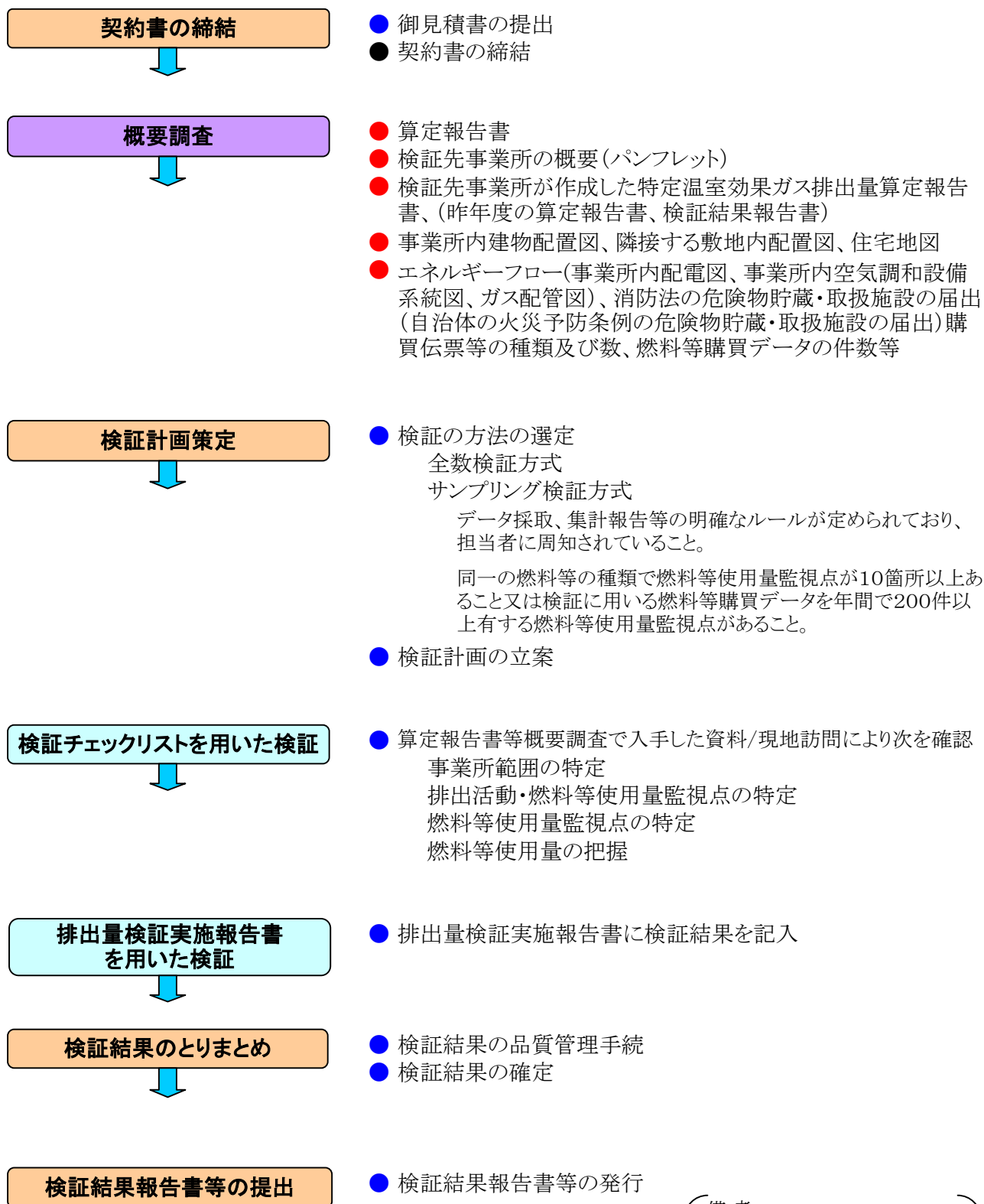
日本化学キューエイ株式会社

〒100-0011 東京都千代田区内幸町1-2-1 日土地内幸町ビル7階

TEL: 03-3580-0951 Fax: 03-3580-0974

<http://www.jcqa.co.jp>

総量削減義務と排出量取引制度に係る 検証業務フロー



備考:

- 必要に応じて現地訪問
- 現地で確認
- 事業所作成
- JCQA作成